

「保証協会団信」様式の一部改正について

平成31年4月1日より、保証協会団信の加入年齢が「満20歳以上満66歳未満」から「満20歳以上満71歳未満」に、継続期限が「満70歳となった日の属する弁済責任期間の末日まで」から「満75歳となった日の属する弁済責任期間の末日まで」に引き上げとなることから、下記の様式が一部改正されます。

なお、下記様式について、従前は印刷したものを配布しておりますが、改正後の様式は本年5月1日の改元に合わせて印刷する予定です。お手数をお掛けいたしますが、本年4月以降新様式配布までの間は保証申込の都度、コピー等して利用いただくようよろしくお願いいたします。

改正される様式

1. 「保証協会団信」加入意思確認書
2. 「保証協会団信」加入意思確認書（代表者変更の場合）

※詳しくは、最寄りの当協会本・支所へお気軽にご照会ください。

「保証協会団信」加入意思確認書

本書は保証申込時に提出してください。

保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否には関係ありません。

岩手県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

住 所

保証申込者名

実印

私（当社）は、このたびの信用保証申込に際し、信用保証協会団体信用生命保険制度に加入、又は不加入の選択を次のとおりとします。

保 険 に 加 入 す る	被保険対象者氏名
	実印

保 険 に 加 入 し な い	被保険対象者氏名
	実印

※被保険対象者氏名については、保証申込者が法人の場合は代表者氏名、印は個人の実印

【ご 注 意】

- ① 企業の規模、年齢など、ご利用いただける方の条件が決まっています。
なお、条件を満たす方でも、生命保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。
- ② 本書の該当欄に署名押印をお願いします。なお、保証承諾後の加入は出来ません。
- ③ 「団信申込書兼告知書」等の必要書類は、信用保証申込時に提出してください。
- ④ 詳しくは、全国信用保証協会連合会（団信担当）、又は岩手県信用保証協会にお問い合わせください。

— 本書の取扱いについて —

岩手県信用保証協会は、中小企業者の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団体信用生命保険制度を取り扱っており、念のため加入意思の有無を確認させていただきたく、本書面の提出をお願いしております。

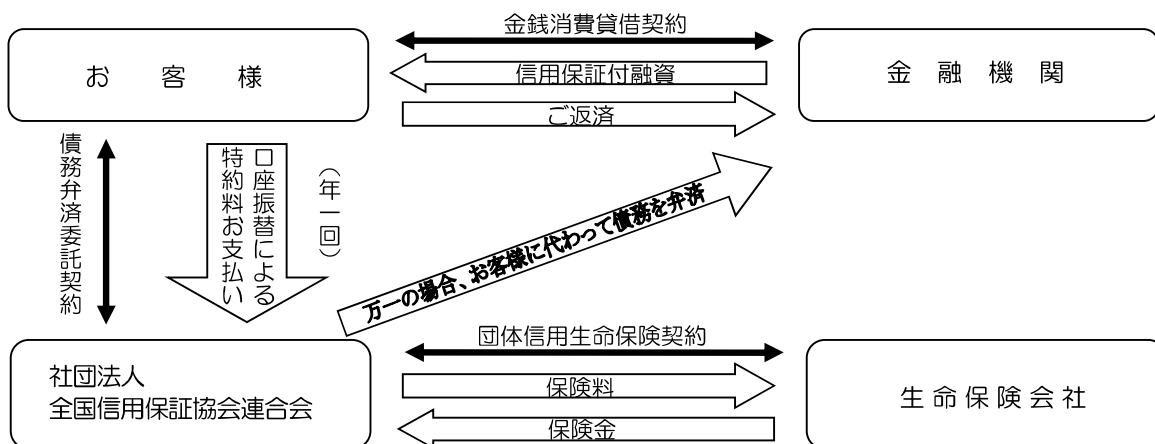
保証協会団信について（裏面）

1. 目的

債務額に応じた特約料（保険料）でお客様（中小企業者の方々）の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図るものです。なお、特約料は、お客様の負担となります。

2. 仕組み

この制度は、お客様が信用保証協会の保証付で金融機関から融資を受けるに際して、お客様が社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）を保険契約者とする団体信用生命保険に被保険者として加入するとともに、連合会との間で「団体信用生命保険による債務弁済委託契約」を締結することにより、被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱い金融機関に対する債務を弁済することになります。



3. 加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主又は「中小企業者」に該当する法人

※「中小企業者」に該当する法人

資本金（資本の額又は出資の総額）又は常時使用する従業員数のいずれか一方が下表に該当する法人

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

【注】法人であっても、組合、医療法人等は、保証付融資は利用できますが、保証協会団信は対象とはなりません。

4. 被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上、満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります。）

- ① 個人事業主の場合は本人
- ② 「中小企業者」に該当する法人の場合は代表者であって、信用保証付融資の連帯保証人

5. 加入対象融資

- ① 100万円以上1億円以下、証書貸付（手形貸付、手形割引は対象となりません。）
- ② 融資期間1年以上、かつ分割返済
※当座貸越、カードローン、手形割引根保証及び一括払いは対象となりません。

6. 申込手続

信用保証を申込む際に、保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、下記の書類が必要となります。

- ① 債務弁済委託契約申込書
- ② 団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書

※保証金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。

その他詳細のお問い合わせにつきましては、全国信用保証協会連合会（団信担当）までお願いいたします。

電話番号： 0120-966-023 （お客様専用ダイヤル）
03-6823-1203 （直通）

「保証協会団信」加入意思確認書（代表者変更の場合）

本書は前代表者が加入されていた場合に提出してください。

岩手県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

住 所

保証申込者名

実印

私（当社）は、このたびの信用保証条件変更申込・変更届に際し、信用保証協会団体信用生命保険制度に加入、又は不加入の選択を次のとおりとします。

	被保険対象者氏名
保 険 に 加 入 す る	<p style="text-align: right;">実印</p>

	被保険対象者氏名
保 険 に 加 入 し な い	<p style="text-align: right;">実印</p>

※被保険対象者氏名については、保証申込者が法人の場合は代表者氏名、印は個人の実印

【ご注意】

- ① 前代表者が保証協会団信に加入されていない場合は、ご利用できません。
- ② 企業の規模、年齢など、ご利用いただける方の条件が決まっています。また、条件を満たす方でも、生命保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。
- ③ 本書の該当欄に署名押印をお願いします。
- ④ 「団信申込書兼告知書」等の必要書類は、条件変更等申込時に提出してください。
- ⑤ 詳しくは、全国信用保証協会連合会（団信担当）、又は岩手県信用保証協会にお問い合わせください。

— 本書の取扱いについて —

岩手県信用保証協会は、中小企業者の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団体信用生命保険制度を取り扱っており、念のため加入意思の有無を確認させていただきたく、本書面の提出をお願いしております。

なお、本書面は、団信に加入する、加入しないにかかわらず前代表者が保証協会団信に加入されていた場合に提出してください。

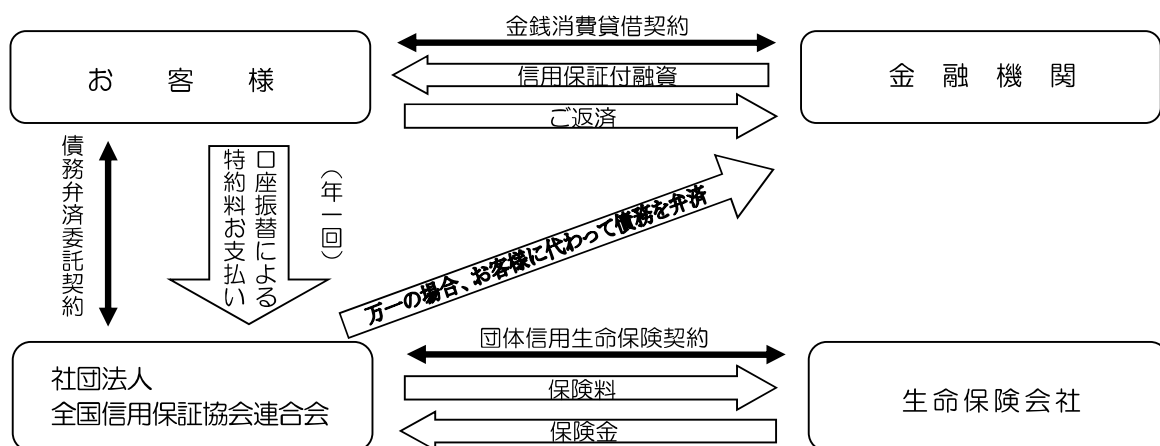
保証協会団信について（裏面）

1. 目的

債務額に応じた特約料（保険料）でお客様（中小企業者の方々）の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図るものです。なお、特約料は、お客様の負担となります。

2. 仕組み

この制度は、お客様が信用保証協会の保証付で金融機関から融資を受けるに際して、お客様が社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）を保険契約者とする団体信用生命保険に被保険者として加入するとともに、連合会との間で「団体信用生命保険による債務弁済委託契約」を締結することにより、被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱い金融機関に対する債務を弁済することになります。



3. 加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主又は「中小企業者」に該当する法人

※「中小企業者」に該当する法人

資本金（資本の額又は出資の総額）又は常時使用する従業員数のいずれか一方が下表に該当する法人

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

【注】法人であっても、組合、医療法人等は、保証付融資は利用できますが、保証協会団信は対象とはなりません。

4. 被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上、満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります。）

- ① 個人事業主の場合は本人
- ② 「中小企業者」に該当する法人の場合は代表者であって、信用保証付融資の連帯保証人

5. 加入対象融資

- ① 100万円以上1億円以下、証書貸付（手形貸付、手形割引は対象となりません。）
- ② 融資期間1年以上、かつ分割返済
※当座貸越、カードローン、手形割引根保証及び一括払いは対象となりません。

6. 申込手続

信用保証を申込み際に、保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、下記の書類が必要となります。

- ① 債務弁済委託契約申込書
- ② 団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書

※保証金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。

その他詳細のお問い合わせにつきましては、全国信用保証協会連合会（団信担当）までお願いいたします。

電話番号：0120-966-023（お客様専用ダイヤル）
03-6823-1203（直通）